

「埋設処分業務の実施に関する計画」の概要

第1章 埋設処分業務の実施に関する全体の計画

1. 埋設事業を進める際の基本的考え方

- 埋設処分の実施主体として、「安全の確保」、「事業の透明性及び信頼の確保」、「国民の理解と地域との共生」、「発生者による応分の負担と協力」、「合理的な処分の実施」に留意して事業を実施。

2. 埋設処分業務の対象とする放射性廃棄物の種類及びその量の見込み

- 原子力機構の業務に伴い発生した及び原子力機構以外の発生者から処分の委託を受けた低レベル放射性廃棄物を対象。我が国全体で抜け落ちなく、合理的・網羅的な埋設処分が可能となるよう、関係機関と密接に連携し、柔軟に対応。
- 最初の事業として原子力機構が行う埋設事業（以下「第一期事業」という。）においては、ピット処分及びトレンチ処分できるものを対象。
- 対象廃棄物量の見込みは、ピット処分相当：約 20 万本、トレンチ処分相当：約 33 万本。中期目標の期間の開始時期に合わせて定期的に調査を行い見直す。

3. 第一期事業として放射性廃棄物の埋設処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な埋設施設の規模及び能力に関する事項

- 立地する地点の自治体了解後、初期建設期間約 8 年、操業期間約 50 年、最終覆土期間約 3 年をそれぞれ設定。閉鎖後管理期間は約 50 年（トレンチ処分）又は約 300 年（ピット処分）を目安。
- 第一期事業の埋設施設の規模は、廃棄体約 60 万本、埋設施設の処分能力は全操業期間で平均して、ピット処分：年間約 4 千本、トレンチ処分：年間約 8 千本を想定。

4. 埋設施設の設置に関する事項

- 国と一体となって、原子力機構以外の発生者の協力も得つつ、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。
- 埋設施設の概念設計を実施し、その結果等に基づいて得られる技術的及び経済的な根拠等を踏まえ、立地基準及び立地手順を策定・公表。個別の地点を対象にした活動は、公正な立地選定の観点から、立地基準及び立地手順の策定後に着手。
- 埋設事業の必要性等について、国民全般への情報発信に取り組むとともに、事業に関する国民の懸念や不安に対応するための一元的な相談・情報発信窓口を設置。埋設施設が地域と共生し、地域の持続的な活性化等につながる方策を検討する。

5. 埋設処分の実施の方法に関する事項

- 第一期事業では、ピット処分及びトレンチ処分を実施。
- 埋設施設の構成、埋設処分の手順、事業運営に関する留意事項（機構内部の連携協力、事業の従事者の教育訓練、コンプライアンスの徹底、区分経理、安全規制の進捗への対応等）を記載。

6. 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画

- 埋設施設の規模等をもとに総費用を算定。将来の物価変動等を反映するため、物量の見直し時期に合わせて定期的かつ必要に応じて見直す。
- 概念設計の結果に基づき見直しを行うまでは総費用を暫定的に約 2,000 億円と設定。
- 総費用の見直しを行うまでの間（平成 23 年度まで）の収支計画及び資金計画を提示。
- 埋設処分業務勘定への繰入金額、受託処分、資金の管理について記載。

7. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項

- 安全の確保（放射線防護対策、環境保全、従事者の教育訓練等）。
- 廃棄物発生量を可能な限り低減するとともに適切に管理。
- 国の指導の下、合理的・体系的に輸送・処理等が行われるよう、関係機関と協力。
- 放射性廃棄物の低減や安全性向上のための研究開発を推進。
- 年度計画に、当該事業年度の実施業務内容、予算、収支計画、資金計画等を記載。年度計画を評価し、結果を公表。

第2章 当面実施する事項

1. 概念設計の実施

1.1 概念設計

- 第一期事業の埋設施設の規模・能力を前提に、環境保全に配慮しつつ、廃棄体性状、含有核種、放射能濃度等、一般的な立地条件、法令に基づく技術基準等を考慮し、合理的な埋設施設の設備仕様、レイアウト等の概念設計を実施。

1.2 立地条件に関する技術的検討

- 概念設計の結果等に基づき、基本的立地条件等を踏まえ、我が国において想定される種々の自然環境及び社会環境条件下で線量評価、費用試算等を行い、合理性の観点から埋設施設の安全性及び経済性に関する評価・検討を実施。

2. 立地基準及び立地手順の策定

- 概念設計に基づく評価・検討結果等を踏まえ、立地基準及び立地手順を策定。
- 個別の地点を対象にした活動については、立地基準及び立地手順の策定後、着手。
- 立地基準及び立地手順の検討では、外部有識者の意見を聴取するなど客観性を確保。

2.1 立地基準

- 概念設計の結果等に基づき安全審査指針の基本的立地条件等を踏まえ、立地選定に当たり、考慮すべき項目とその重要性の程度や項目毎の評価に用いる指標を定めた立地基準を策定。また、事業用地の面積等の具体的な基準の策定を行うとともに、廃棄体の輸送の利便性等に係る具体的な基準も策定。

2.2 立地手順

- 手続きの透明性の確保と公正な選定の実施を大原則。
- 立地の検討対象とする地点を具体化するための手法、立地基準に基づく評価の方法や手順を検討・策定。

3. 埋設処分業務の総費用、収支計画及び資金計画

- 概念設計で得られる埋設施設の設備仕様等に基づき、埋設施設に係る建設費、操業費等を改めて精緻に見積り、総費用に反映。
- 埋設施設の建設や操業、閉鎖後管理等の工程を検討し、合理的な事業スケジュールを設定して第一期事業の全期間にわたる収支計画及び資金計画を策定。

4. 処分単価及び受託契約

- 処分単価の設定方法や、原子力機構以外の発生者と締結する受託契約の必要事項、内容、条件等について検討を実施。処分単価は、3.の収支計画及び資金計画策定後、上記検討結果を踏まえて設定。

5. 輸送、処理に関する計画

- 国の指導の下、大学、民間企業等から発生した研究施設等廃棄物の集荷や輸送、廃棄体化処理等が全体として合理的かつ体系的に行われるよう、関係機関と協力。輸送、処理に関する具体的な計画が得られれば、適宜、実施計画に反映。

6. その他の業務

- 埋設事業に関する情報発信、一元的な相談・情報発信を行う窓口の設置、広報素材の作成、原子力機構以外の発生者に対するガイドライン等の作成、資金管理システムの整備等、事業を円滑に推進するための準備活動を実施。